

青森県報

号外第六十二号

平成十六年
七月十六日
(金曜日)

目次

人事委員会

平成十六年度青森県職員採用中級試験及び初級試験公告 (盛 岡 縣) … 1
平成十六年度青森県職員採用中級試験及び初級試験公告 (青 森 県) … 11

人事委員会

平成16年度青森県職員採用中級試験及び初級試験公告

平成16年度青森県職員採用中級試験及び初級試験を次のとおり実施するので、人事委員会規則6 - 15 (職員の任用に関する規則) 第10条の規定により公告する。

平成16年7月16日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

1 試験の種類及び程度

種 類	程 度
職 員 採 用 中 級 試 験	短期大学卒業程度
職 員 採 用 初 級 試 験	高等学校卒業程度

2 試験職種、採用予定人員及び職務の内容

初級試験「一般事務」、「教育事務」及び「警察事務」の受験者は、この3職種のうち第3志望まで選択することができる。

種類	試験職種	採用予定人員	職 務 の 内 容
中級試験	栄 養 士	3人程度	県立学校若しくは市町村立の小・中学校又は教育行政機関において専門的技術的業務に従事する。
	一般事務	6人程度	知事部局の本庁又は出先機関において一般事務に従事する。
初級試験	教育事務	7人程度	県立学校若しくは市町村立の小・中学校又は教育行政機関において一般事務に従事する。
	警察事務	12人程度	警察本部又は警察署において一般事務に従事する。

3 受験資格

(1) 中級試験

昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者で、活字印刷文による出題に対応できる者のうち、栄養士の免許を有する者又は平成17年3月31日までに栄養士の免許を取得する見込みの者に限る。

(2) 初級試験

昭和58年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、活字印刷文による出題に対応できる者

(3) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

- 日本の国籍を有しない者 (栄養士を除く。)
- 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者
 - 被後見人及び被保佐人 (準禁治産者を含む。)
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加わった者

4 試験の日時、場所及び合格発表

試験	試験日 (開始時刻)	場 所		合格発表日	合格発表方法
		試験地	試験会場		
第1次試験	9月26日(日) (午前9時10分)	青森市	青森県立青森戸山高等学校	10月8日 (予定)	合格者にする者を書き通知する。一面か、受験番号及び事務所の青森県庁奥の掲示板に掲示する。一に受験番号を明示する。また、シラを掲載する。ホームページに掲載する。ホームページ番号は「http://www.pref.aomori.jp/jinji-i/saiyou.html」
		弘前市	青森県立弘前高等学校		
		八戸市	青森県立八戸工業高等学校		
第2次試験	10月下旬	青森市	青森県庁舎北棟	11月中旬	

5 試験の方法及び内容

試験	方法	該当職種	内 容	
第1次試験	教養試験	全職種	公務員として必要な一般的知識及び知能について、初級試験は高校卒業程度の五択一式による筆記試験を行う。(50題、2時間)	
			専門試験	専門的知識及び能力について、短大卒業程度の五択択一式による筆記試験を行う。記「10 専門試験(40題、2時間)」
			適性試験	計算等の能力について、五択択一式による筆記試験を行う。(120題、15分)
第2次試験	論文試験	養士	職務の遂行に必要な識見、判断力、思考力等について記述試験を行う。	
	作文試験	一般事務 警察事務	文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行う。	

次 試 験	全 職 種		面接により試験を行う。 職務の遂行に必要な適性について、性格検査法による検査を行う。 身体検査書に基づき、職務の遂行に必要な健康度について検査を行う。
	面接試験	適性検査 身体検査	

6 受験の手続及び受付期間

(1) 受験の手続

受験申込用紙の入手方法	直接請求する場合		封筒の表に「中級(又は初級)試験案内請求」と朱書きし、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角2号)を同封のうえ、当人事務委員会事務局に請求すること。
	直接請求する場合	郵送で請求する場合	
ダウンロードする場合	ダウンロードする場合	ホームページから受験申込用紙をダウンロードすること。	ホームページから受験申込用紙をダウンロードすること。
直接持参する場合	直接持参する場合	受験申込書に必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、受験票には住所・氏名事務局に提出すること。	封筒の表に「中級(又は初級)試験申込」と朱書きし、簡書留又は配達記録で当人事務委員会事務局に送付すること。写真を貼り、受験票には住所・氏名を明記のうえ50円切手を貼ること。
受験票の交付	受験票の交付	受験票は、受験申込書の持参、郵送を問わず9月10日(金)に発送する。受験票が9月16日(木)までに返送されない場合は、速やかに当人事務委員会事務局に連絡すること。	

(2) 受付期間

8月9日(月)から9月3日(金)まで
(ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。)
受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
郵送の場合は、9月3日までの消印のあるもの限り受け付ける。

申込受付期間終了後の試験職種、志望順位又は試験地などの変更は認めない。

7 採用候補者名簿の作成及び採用の方法

(1) 採用候補者名簿の作成

この試験の最終合格者は、当人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載される。

(2) 採用の方法

採用者は、青森県知事等各任命権者からの請求に応じて成績順に提示される採用候補者名簿の中から決定される。

採用の時期は平成17年4月1日以降となるが、これまで、本人が辞退しない限りほぼ全員が採用となっている。

なお、「栄養士」の合格者については、上記「3 受験資格」で表示している期日までに栄養士の免許を取得していなければ採用されない。

採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間である。

8 試験結果の開示

この採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例（平成10年青森県条例第57号）第18条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合、受験者本人又はその法定代理人（ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。）が、下表に掲げる書類を持参のうえ、当人事委員会事務局へ直接請求すること。

受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は受け付けない。）

試験者	開示請求できる	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験合格者	第1次試験不合格者	第1次試験の順位及び総合得点	合格発表の日から1月間	青森県人事委員会事務局 青森市新町二丁目4-30 目庁舎北棟5階
第2次試験受験者	第2次試験の順位	合格発表の日から1月間		

〔受験者本人が請求する場合に必要な書類〕
受験票若しくは本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）
〔受験者の法定代理人が請求する場合に必要な書類〕
受験者本人の受験票及び法定代理人に係る本人であることを証明する書類（法定代理人自身の運転免許証、旅券等）並びに受験者の法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本又は抄本等）

9 初任給その他の給与

初任給は、中級試験合格者が151,300円程度（平成16年4月採用の短大新卒者の場合）、初級試験合格者が138,800円程度（平成16年4月採用の高校新卒者の場合）であり、6月及び12月に期末・勤続手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。（平成16年度は給料の2%が減額されている。）

10 専門試験出題分野

試験の種類	試験職種	出題分野
中級試験	栄養士	公衆衛生、栄養・臨床栄養、食品・食品衛生、給食管理・調理、栄養指導・教育等

平成16年度青森県警察官採用試験（警察官B）公告

平成16年度青森県警察官採用試験（警察官B）を次のとおり実施するので、人事委員会規則6-15（職員の任用に関する規則）第10条の規定により公告する。

なお、当該試験の実施に当たって、青森県警察官採用試験（警察官B（男性））第1次試験については、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県及び警視庁と共同で行うものとする。

平成16年7月16日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

1 試験の種類及び程度

種別	種類	程度
警察官採用試験（以下「警察官B試験」という。）	警察官B	高等学校卒業程度

2 採用予定人員及び職務の内容

(1) 採用予定人員

種類	区分	青森県	埼玉県	千葉県	神奈川県	静岡県	警視庁
警察官B	男性	28人程度	2人程度	2人程度	2人程度	2人程度	2人程度

試験	女性	2人程度
----	----	------

(警察官日試験 (男性) 受験者は、上記都県の中から第2志望まで選択することができ。ただし、青森県を第2志望とすることはできない。)

(2) 職務の内容
個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締、その他公共の安全と秩序の維持に当たる。

3 受験資格

(1) 昭和50年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者 (学校教育法による大学 (短期大学を除く。以下「大学」という。) を卒業した者又は平成17年3月31日までに大学を卒業する見込みの者 (人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。) を除く。)

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

- 日本の国籍を有しない者
- 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者
 - 成年被後見人及び被保佐人 (準禁治産者を含む。)
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、場所及び合格発表

試験	試験日 (開始時刻)	場所		合格発表	
		試験地	試験会場	発表日	発表方法
青森 第1次 試験 (午前9時10分)	9月26日 (日)	青森市	青森県立青森戸山高等学校	10月8日 (予定)	合格者に書面で通知するほか、合格者
		弘前市	青森県立弘前高等学校		

県	第2次試験		第1次試験		試験日	試験場所	試験科目
	11月上旬	青森市	11月中旬	青森市			
青森県以外	11月上旬	青森市	11月中旬	青森市	10月下旬	青森県立青森商業高等学校	警察官日試験

受験番号を青森県警察庁、本都県警察及び青森県内各警察署に提示する。また、ホームページ上に受験する。ホームページに受験する。 (http://www.pref.aomori.jp/in/jt-i/saiyo_u.html)

青森県以外の都県の合格発表日については、志望する都県によって異なるので、それぞれの都県に問い合わせること。

5 試験の方法及び内容

試験	方法	内容
第1次試験	教養試験	警察官として必要な一般的知識及び知能について、高校卒業程度の五枝択一式による筆記試験を行う。 (50題、2時間) 解答は、マークシート方式により行う。
第2次試験	作文試験	文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行う。
	面接試験	警察官に適する人物かどうかについて、集団面接及び個別面接により試験を行う。
	適性検査	職務の遂行に必要な適性について、性格検査法による検査を行う。
	体力検査	持久力、瞬発力及び筋力について検査を行う。
第2次試験		男性 (青森県の場合) 身長 160cm以上であること。 体重 47kg以上であること。
		女性 身長 150cm以上であること。

身体検査	胸囲	78cm以上であること。
	視力	両眼とも視力が0.6以上であること又は矯正視力が1.0以上であること。
受験資格等の調査	色覚	正常であること。
	その他	職務の遂行に支障のない身体的状態であること。
検査		上記項目のうち、視力については当日会場で検査し、その他の項目については医療機関等において検査した診断書の提出を求める。
受験資格等の調査		受験申込書の記載事項の真偽等について調査する。

警察官B試験（男性）の身体検査では、志望する都県によって多少基準が異なるところがあるので、青森県警察本部警務教養課に問い合わせること。

6 受験の手續及び受付期間

(1) 受験の手續

受験申込用紙の入手方法	直接請求する場合	青森県人事委員会事務局、青森県警察本部警務教養課、県内各警察署、農林水産事務所、県内各県政事務所及び本県の各県外情報センターで配布する。
	郵送で請求する場合	封筒の表に「警察官B試験案内請求」とし、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角2号）を同封のうえ、青森県警察委員会事務局又は青森県警察本部警務教養課のいずれかに請求すること。
受験申込方法	ダウンロードする場合	ホームページから受験申込用紙をダウンロードすること。
	直接持参する場合	受験申込書に必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、受験票には住所・氏名を明記のうえ50円切手を貼って青森県警察本部警務教養課に提出すること。
郵送する場合	封筒の表に「警察官B試験申込」とし、簡易書留又は配達記録で青森県警察本部警務教養課に送付すること。写真を貼り、受験票には住所・氏名を明記のうえ50円切手を貼ること。	

受験申込書及び受験票は、折らずに郵送すること。	
受験票の交付	受験票は受験申込書の持参、郵送を問わず後日発送する。なお、受験票が9月16日（木）までに返送されない場合は、速やかに青森県警察本部警務教養課まで連絡すること。

(2) 受付期間

8月9日（月）から9月3日（金）まで（ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。）

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

郵送の場合は、9月3日までの消印のあるもの限り受け付ける。

申込受付期間終了後の志望順位や試験地などの変更は認めない。

7 採用候補者名簿の作成及び採用の方法

(1) 採用候補者名簿の作成

この試験の最終合格者は、合格した都県の作成する採用候補者名簿に記載される。

(2) 採用の方法

採用者は、各警察本部長又は警視總監からの請求に応じて、成績順に提示される名簿の中から決定される。

採用の時期は平成17年4月1日以降となるが、これまで、本人が辞退しない限りほぼ全員が採用となっている。

(3) その他

採用後は巡査となり、初任教養を受けるため10か月間警察学校（全寮制）に入校する。

警察学校卒業後は警察署の交番に配置され、その後、本人の適性等により、刑事係、交通係、機動隊、警察音楽隊（カラーガード隊）、留置係などの業務に従事する。

8 試験結果の開示

青森県の採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例（平成10年青森県条例第57号）第18条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合、受験者本人又はその法定代理人（ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。）が、下表に掲げる書類を持参のうえ、当人事委員会事務局へ直接請求すること。

受付時間は午前 8 時30分から午後 5 時15分までとする。

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日は受け付けない。)

試験者	開示請求できる	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	青森県の第1次試験不合格者のみを志望した者)	第1次試験の順位及び総合得点	合格発表の日から1月間	青森県人事委員会事務局 青森市新町二丁目4-30 県庁舎北棟5階
	青森県の第1次試験不合格者(他都県を第2志望とした者)	第1次試験の順位及び総合得点	3月1日から1月間	
第2次試験	青森県の第2次試験受験者	第2次試験の順位	合格発表の日から1月間	

〔受験者本人が請求する場合に必要な書類〕
〔受験票若しくは本人であることを証明する書類 (運転免許証、学生証、旅券等)〕
〔受験者の法定代理人が請求する場合に必要な書類〕
〔受験者本人の受験票及び法定代理人に係る本人であることを証明する書類 (法定代理人自身の運転免許証、旅券等) 並びに受験者の法定代理人であることを証明する書類 (戸籍謄本又は抄本等)〕

9 昇任、初任給その他の給与

(1) 昇任

本人の努力次第で上級の警察官に昇任できる。

(2) 初任給その他の給与

ア 青森県の場合 (平成16年4月現在)

初任給	手当関係	被服等
高校卒 156,700円	6月及び12月に期末・勤労手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。	採用と同時に制服、イソップ、靴、防寒衣等が支給される。
短大卒 170,400円		

上記のほか、定期昇給制度、共済年金制度、福利厚生制度等がある。

平成16年度は給料月額額の2%が減額されている。

イ 青森県以外の都県の給与等については、それぞれの都県に問い合わせること。